

関係法令（抜粋）

（重要な変更に伴う特定個人情報保護評価の再実施について）

●特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）

（地方公共団体等による評価）

第7条 地方公共団体等は、特定個人情報ファイル（第4条第1号から第9号までのいずれかに該当するものを除く。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、法第28条第1項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。 当該特定個人情報ファイルについて、第11条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2・3 略

4 第1項前段及び第2項の場合において、地方公共団体等は、これらの規定により得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くものとする。 当該特定個人情報ファイルについて、第11条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

5・6 略

（重要な変更）

第11条 法第28条第1項及び第2項の個人情報保護委員会規則で定める重要な変更は、本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲の変更その他特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるものとする。

●特定個人情報保護評価指針

第6 特定個人情報保護評価の実施時期

1 新規保有時 略

2 新規保有時以外

（1）略

（2）重要な変更

特定個人情報ファイルに対する重要な変更（規則第11条に規定する特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるもの）とは、重点項目評価書及び全項目評価書の記載項目のうちこの指針の別表に定めるものについての変更とする。（中略）

評価実施機関は、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施するものとする。ただし、災害が発生したときの対応等、特定個人情報保護評価を実施せずに特定個人情報ファイルの取扱いを変更せざるを得ない場合は、特定個人情報ファイルの取扱いの変更後可及的速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする。

別表（第6の2（2）関係）

特定個人情報保護評価書の名称	重要な変更の対象である記載項目
1 重点項目評価書	略
2 全項目評価書	<ol style="list-style-type: none">1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容2 個人番号の利用3 情報提供ネットワークシステムによる情報連携4 特定個人情報ファイルの種類5 特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲6 特定個人情報ファイルに記録される主な項目7 特定個人情報の入手元8 特定個人情報の使用目的9 特定個人情報の使用部署10 特定個人情報の使用方法11 特定個人情報の突合12 特定個人情報の統計分析13 特定個人情報の使用による個人の権利利益に影響を与える決定14 <u>特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無</u>15 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲16 特定個人情報ファイルの取扱いの再委託の有無17 特定個人情報の保管場所18 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策19 その他のリスク対策